

平成28年度事業計画 吉備中央町社会福祉協議会

基本方針

社会福祉基礎構造改革後、幾度かの介護保険制度や障害者自立支援制度の改正、地方分権一括法による変遷、さらには行財政改革が進む中、国・県・市町村の財政状況の悪化などから本会においても、これまで実施してきた事業について、そのあり方を見直すとともに、事務事業の効率化、効果性検討及び改善への取り組、また、住民、利用者サービスの向上など、事業評価を適切に行える組織内部の仕組みづくりの必要性が問われており、本会も財務管理及び運用の健全化や事業経営の透明性の確保に向けて、法人の自主・自律的な取り組みの充実強化に継続して努めます。

また、介護保険制度の見直しがされた今日、介護保険サービス事業の充実を図ることはもちろんのこと、"孤立死"、"貧困"、"引きこもり"、"ゴミ屋敷"など経済的困窮や社会的孤立・排除の問題が国全体の課題となるなかで、"住み慣れた場所で誰もが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり"を使命とする社協として、地域における深刻な生活課題の解決や社会的な孤立・排除の防止にいかに取り組むかが問われています。そして、今、社協がしなければならないこと、社協設立意義及び託されている原点を行政とともに考え、住民福祉の向上を目指し行政と本会が協働し見極めた地域福祉活動の実現が、今後における地域福祉の推進及び住民福祉の向上など社協の存在意義、役割を左右する重要な課題となっています。

そこで、本会は、地域福祉の推進をするという原点に戻り、昔ながらのご近所・向こう三軒両隣りの支え合いの関係に焦点を合わせながら、より自然な見守りささえあいの地域を目指し、「地区社協」の立ち上げ支援、推進、活動充実支援、併せて、生活困窮者に寄り添った支援に取り組むためのネットワーク構築に努めます。

さらに、地域福祉活動計画の策定に向け、町地域福祉計画策定の要望を継続して行うとともに、地域の福祉力、公助はもちろん、自助、共助力の推進を目指します。

本年度は以下のことに重点をおき、社会福祉に取り組む全ての関係機関、団体等との連携・協働により総合的な地域福祉の推進を図っていきます。

〈重点活動目標〉

1. 地区社協立ち上げ支援・推進・活動充実支援
2. 町地域福祉計画と連動した地域福祉活動計画の策定へ取り組み
3. 在宅を支える介護保険事業等の研究、検討
4. 組織基盤、体制、事業及び財政効率化の検討
5. 生活困窮者支援に係る諸課題の研究、検討及びネットワークの構築

■ 基本活動

吉備中央町社会福祉協議会は、重点活動目標を軸に活動を展開していきます。

①小地域福祉活動の推進強化

今まで生活してきた身近な生活の場で、誰もが安心して暮らしていくける地域社会

をつくっていくためには、フォーマルサービス（公的福祉サービス）はもちろんのこと、地域の中での住民同士の「助け合い、支え合い」が不可欠です。本会は、誰もが安心して地域で生活できるよう、住民主体に基づいた小地域での福祉活動の推進が求められており、そのために、小地域の福祉ネットワーク活動や方針について考え、活動全体を推進していく”考える組織（地区社協）”と実際に個別の生活課題について取り組む”実行する組織（福祉委員や愛育委員、ボランティアなど）が必要であり、サービスを提供する事業主体とも連携し充実強化を図っていきます。、

（1）地域住民の主体的参画の場づくり

- ◆町地域福祉計画と連動した地域福祉活動計画の策定
- ◆住民座談会の開催や参加

（2）地区社協立ち上げ、推進、活動充実

- ◆地区社協の必要性についての説明会（役職員向・住民向）
- ◆地区社協モデル地区の支援、推進
- ◆機関誌やホームページ等による情報の提供
- ◆地域のニーズとサービスのコーディネート（生活コーディネーター配置）

（3）福祉委員制度充実強化

- ◆選任のあり方、必要性について協議
- ◆福祉委員の役割について研修会の実施

②当事者・当事者組織の支援活動

より良い福祉活動や福祉サービスの展開のためには、常に当事者の実態やニーズに即した取り組みが必要になってきます。なぜなら、福祉サービスや福祉活動は、生活・福祉課題をもつ当事者の生活向上に結びついてこそ、意味をなすからです。 本会は、当事者の仲間づくりや当事者団体への支援を行ながら、常に”生活・福祉課題を持つ人々の参加・参画による活動の展開”を基本的な視点として、あらゆる福祉活動に取り組んでいきます。

（1）各種団体活動支援

- ◆身体障害者福祉協会
- ◆介護者の会（在宅介護者）
- ◆ふれあい会（精神障害者）
- ◆ていーたいむ（知的障害児）
- ◆遺族会（戦没者）
- ◆幼児クラブ（子育て支援）
- ◆ふれあい・いきいきサロン（地域高齢者等ふれあい見守り活動支援）
- ◆結びの会（活動事務補助支援）
- ◆シルバー人材事業団（受付等事務支援）

③ボランティア活動の推進・支援

住民参加・公私協働のまちづくりを行っていくには、地域を支える人材の養成、活動推進のための場所づくり、多様な関係機関のコーディネートや公私のパートナーシップづくりの3つが必要となります。社協のボランティアセンターとしてこの3つを目標として掲げ、事業展開をしていきます。

(1) ボランティアセンターの充実強化

- ◆町内福祉施設のボランティア要望アンケートの実施
- ◆ボランティア団体・個人の登録、相談・調整

④ 相談・生活支援活動

多様な「生活」課題を受け止め、問題解決へつなげていくことが大切です。住民からの相談は、複合的でどこに相談を持ちかけてよいかわからない、あるいは本人が相談の必要性を認識していないといった状態にあるケースも少なくありません。こうしたケースを支援につなげていくには、単に相談窓口を設けるだけでなく、社協のすべての事業や活動を通じて、住民の多様な生活課題を発掘、強化していきます。

(1) 相談事業の充実強化

- ◆福祉相談所の開設（月1回 町内2カ所）
- ◆ふれあいいきいきサロン開催（町内47サロン）
- ◆各種社協事業内の相談事業
- ◆社協内の相談ケースの課題点や解決に向けたケース検討・情報共有

(2) 生活支援活動支援

- ◆日常生活自立支援事業相談窓口の設置や事業実施・連携体制の整備
- ◆社協の福祉サービス苦情相談窓口の設置及び体制充実
- ◆生活全体を支える視点でケアマネジメントしていく体制づくり
- ◆各種関係機関との連携強化と顔の見えるネットワーク構築

⑤調査・研究活動

地域の生活課題は日々変化しています。事業・活動内容を評価し、その改善を図る意味においても日常的な既存事業における調査研究活動は必要不可欠となってきます。また、常に生活課題や社会資源などについての実態を調査研究活動で把握し、その時々の地域の実情にあった在宅福祉サービス事業を地域住民とともに開発することも本会の役割です。

(1) 地域の生活課題の発掘

- ◆いきいきサロンへの参加
- ◆地域イベントへの積極的参加

(2) 生活課題解決のための連携強化・研究

- ◆地域包括支援センター・福祉課・保健課との連携
- ◆地域の各種団体等との連携

⑥福祉学習活動の推進

地域の日常生活における課題を自らのこととして捉え、その課題について地域住民自らも参画し、解決できるように地域の福祉力を高めていくことが「福祉教育の実践」そのものの目標です。そして、福祉のまちづくりへ向けた地域住民の意識・行動力を高めていく前段・動機付け部分となる学習場面をいかに展開していくかが大きな課題となっています。社協は、こうした時代背景や福祉教育の一連の流れ・プロセスを理解する中で、子どもから大人まで地域住民全体を視野に入れた「福祉学習（住民の主体的な学びの場）」を様々な住民参加の手法・ノウハウを取り入れながら企画・立案し積極的に展開していきます。

(1) 地域住民全体に向けた学習活動の展開

- ◆いきいきサロン等での料理教室（栄養改善・介護予防）
- ◆健康体操教室（随時）
- ◆介護技術講習会（随時）
- ◆人権教育での福祉体験（2月）

(2) まちづくりの視点での学校総合的な学習の時間への協力・連携・支援

- ◆視覚障害への理解を深める（当事者と盲導犬との交流）
- ◆聴覚障害への理解を深める（当事者と交流・手話体験）
- ◆老人疑似体験と車いす体験
- ◆こども介護教室の開催・認知症予防教室

⑦地域福祉活動計画策定

地域福祉活動計画は多様な社協活動が総合化された住民主体の原則に基づく”福祉のまちづくり”そのものであり、また地域福祉推進の中長期なビジョンを地域住民や行政その他関係機関とともに考え、行動へつなげていく重要な取り組みです。役職員全体の意識統一を図り、地域住民を始め、行政や多くの関係機関、団体の参画のもとで、地域住民にとってより計画性をもった効果的な事業展開ができるよう町地域福祉計画に基づく「地域福祉活動計画」策定に努めます。

(1) 策定の意義・目的と策定ノウハウの周知・徹底

- ◆理事会や評議員会での策定意義の確認
- ◆活動分析過程・経過素案づくりの全職員の参加
- ◆計画づくりのための勉強会の開催

(2) 当事者、住民、関係機関、団体の参画と合意形成

- ◆必要に応じた各種作業部会の設置
- ◆幅広い年齢層による委員構成の工夫

(3) ニーズ把握、現状分析

- ◆アンケート結果分析、実態把握

(4) 町における「地域福祉計画」や分野別福祉計画、総合計画との連動

- ◆行政との連携、協働

⑧在宅福祉サービスの推進・開発

在宅サービスは、「地域住民の住み慣れた場所での自立した、心豊かな暮らし」に必要不可欠な支援手段であり、その意味で地域福祉を推進していく社協は、(地域住民の在宅生活を支援していく上で)多様な在宅福祉サービスに取り組む必要があるといえます。しかし、すべてを社協が取り組めるわけもなく、社協は、公的な制度・サービスあるいは民間事業のサービス実態、あるいは地域全体の在宅サービスの供給量・質の状況等を充分に把握した上で、特に現行制度やサービスでは対応できないニーズや”隙間”にあるニーズへの対応を優先する先駆的な視点を持って、高齢者・障がい者・子育て支援等、多様な在宅福祉サービスに地域住民、ボランティア等との連携・協力のもとで取り組んでいきます。

(1) 介護関連事業の健全な運営と充実強化

- ◆居宅介護支援事業
- ◆通所介護事業
- ◆訪問介護事業

(2) 介護予防・生きがい支援事業の充実

- ◆介護予防通所介護
- ◆介護予防訪問介護
- ◆ふれあい交流事業の受託

(3) 心身障害者福祉活動の推進

- ◆障害者自立支援事業等の充実強化

(4) 要望や苦情等、利用者の声を尊重したサービスの質向上を目指す

- ◆苦情解決体制の整備
- ◆利用者からの要望・苦情に対する対応についての職員研修

(5) 要援護者在宅生活支援

- ◆高齢者生活支援ハウス事業の受託
- ◆在宅介護者への支援事業の実施
- ◆福祉車両貸し出し事業の実施
- ◆あんしん電話サービス事業の実施
- ◆センター派遣事業の実施

(6) 町地域包括支援センターへの職員派遣協力

⑨情報活動の推進

- 住民とともに、地域福祉を推進していく社協が情報活動を行う目的とは、
- ①地域にどんな生活・福祉課題があるかを情報提供することで、その解決に向けた住民自らの福祉のまちづくりへ向けた关心や行動意欲を高め、地域住民に身近な福祉活動を広めて行くこと
 - ②援助を必要としている人へ、安心して利用できる制度・サービスや支援してくれるボランティア等の情報を総合的かつわかりやすく提供することで、地域住民だれもが自らの選択に基づく、自立した生活を支援していきます。

(1) 必要な情報を必要な人にわかりやすく提供するための情報媒体整備

- ◆社協だより発行（年4回）
- ◆社協事業等のパンフレットやチラシの作成・配布
- ◆ホームページの整備
- ◆ふれあいきいきサロンや地区座談会、各種団体の定例会

⑩組織・財政基盤づくり（法人運営事業）

本会は、地域福祉の推進を使命として設立された公共性と民間性をあわせもつ団体であり、多くの地域住民や関係機関の参画・協働による組織・財政基盤の確立を目指していくとともに、自主的な経営基盤の強化や適正実施、事業経営の透明性の確保を図っていきます。

さらに本年度は平成27年度から社会福祉法人新会計基準へ移行し、継続しての資産管理、会計処理等適正実施に努めます。

(1) 事業経営の透明性確保と財務管理体制の整備

- ◆社協だよりやホームページによる財務諸表の開示

(2) 専門性の高い職員養成及び人材確保

- ◆職場内研修体制の確立
- ◆人事考課制度・目標管理制度の研究・実施
- ◆事業の効果測定、コスト把握（事業評価）
- ◆福祉関連資格取得の推進

(3) 法人運営事業

- ◆理事会・評議員会・監査会の開催
- ◆役員研修会の実施
- ◆事業の効果測定、コスト把握（事業評価）
- ◆苦情解決第三者委員会等の開催
- ◆内部監査の実施
- ◆新会計基準への円滑かつ適切な移行

⑪生活困窮者の生活支援ネットワーク構築

生活保護手前のいわゆる制度の狭間で困っておられる見えないもしくは見えにくい生活困窮者がたくさん存在しています。また、一つの要因での貧困困窮ではなく、多くは複合的に課題があると考えられます。そのため、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築することが重要となってきます。そこで、生活困窮者の生活支援について、行政はもとより関係機関等との縦割り・枠を超えたネットワークの必要性・あり方について考えていかなければなりません。

- (1) 既存の社会資源の活用と新たな社会資源の開発・創造
- (2) 多職種各機関との連携および本事業の必要性について周知徹底を図る
- (3) 生活支援コーディネーターによる地域状況把握等への取り組み